

(別記3) 農業生産環境対策事業

第1 事業内容

農業生産環境対策事業（以下「生産環境対策事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 全国調査及び指導體制等強化対策

(1) 輸入原料安定確保調査等事業（全国推進事業）

肥料原料の安定的な供給が期待できる新たな産出国の探索を行うとともに、肥料原料供給国に対して我が国への輸出促進等の働きかけを行うため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 肥料原料産出国に関する文献調査及び現地実態調査・分析

イ 効果的な調査の実施及び調査結果の分析・整理のための検討会の開催

ウ 我が国への肥料原料の安定的な供給が期待できる産出国へのミッション派遣

エ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(2) 効率的施肥に係る技術情報等の収集・提供事業（全国推進事業）

肥料コストの低減に資する新たに開発・実用化された施肥技術や肥料等の情報を農業者に周知・普及させるため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 施肥量の適正化や化学肥料施用量の抑制に資する技術情報等の収集

イ 技術情報等の分析・整理のための専門家会議の開催

ウ ア及びイにより収集・分析・整理した技術情報等の周知・普及（全国研修会の開催を含む。）

(3) 減肥基準策定に向けたデータ収集事業（全国推進事業）

土壌中の肥料成分の蓄積量に応じた減肥可能量の基準（以下「減肥基準」という。）の策定に必要な科学的データを収集し、都道府県段階における減肥基準の策定を促すため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 減肥基準策定に向けた成果情報等の収集

イ 減肥基準策定に向けたデータ収集のための試験設計及び試験結果の評価・分析等に関する検討会の開催

ウ 減肥基準策定に向けたデータ収集のための試験の実施

エ ア及びイにより収集・分析・整理した減肥基準に関する情報の提供

(4) エコファーマーネットワーク整備事業（全国推進事業）

エコファーマーの全国ネットワークの拡大を図り、環境保全型農業に関する情報の共有と技術の向上を図るとともに、エコファーマーに対する消費者及び流通関係者等の理解と関心を増進させ、環境保全型農業により生産された農産物の消費行動により環境保全に貢献するという意識の醸成を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア ネットワークの拡大の実行計画の作成及び評価等を行うための企画検討委員会の開催

イ ネットワークの拡大に向けた地域別説明会の開催

ウ 全国ネットワークへの参加募集活動

エ 環境保全型農業に関する情報共有及び技術向上のための全国交流会・技術研究会の開催

オ 環境保全型農業を普及啓発するための消費者等との交流活動

カ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(5) 施肥指導体制強化事業（地区推進事業）

都道府県と地域の施肥指導に関わる関係者（都道府県庁又はその出先機関、JA、肥料販売店等）が連携した施肥指導の体制を整備強化するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 施肥指導体制強化のための検討会の開催

イ 施肥指導者育成のための研修会の開催

ウ 地域の農業者等を対象とした肥料コストの低減の推進に向けた講習会の開催

エ 施肥指導に資する調査及び情報収集

オ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(6) 全国指導者育成研修事業（全国推進事業）

研究者等に限られていた、生産力阻害要因を解決するための土壌断面、物理的・化学的阻害要因等に関する調査技術を民間に広く普及し、土づくりに関する指導を行うことが出来る人材を育成するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 全国指導者育成のための実行計画の作成及び評価等を行うための企画検討委員会の開催

イ 全国指導者育成のための研修会の開催

ウ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

2 地域支援対策

(1) 土壌診断実施体制強化事業（地区推進事業）

肥料コストの低減に資する施肥体系への転換を促すため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 農業者グループ等への簡易土壌診断装置の導入等による土壌診断の実施

イ 診断結果に基づく施肥設計の見直し

ウ 土壌診断に係る研修会の開催

エ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

3 広域支援対策

(1) 地域有機資源肥料化推進事業（地区推進事業）

地域において十分に活用されていない有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料としての活用を促進するため、次に掲げるいずれかの取組を行うものとする。ただし、ウの取組を実施する場合には、イの取組も併せて実施するものとする。

ア 肥料又は肥料原料として活用可能な地域有機資源の探索及びその有効利用に向けた調査・検討

- イ 地域有機資源を原料とする肥料の周知・普及
- ウ 地域有機資源を高付加価値肥料として加工するための装置・機械の導入
- エ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

第2 事業実施主体

- 1 要綱別表第3の事業実施主体欄の1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業実施主体については、構成員に3戸以上の農家を含むものとする。
- 2 要綱別表第3の事業実施主体欄の1の(6)のその他農業者の組織する団体とは、農業者により構成される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 3 要綱別表第3の事業実施主体欄の1の(7)の協議会とは、都道府県と地域の施肥指導に係る団体から構成されるものであって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 4 要綱別表第3の事業実施主体欄の1の(8)の民間団体とは、民間企業とする。
また、2の(1)の民間団体とは、民間企業、独立行政法人、特定非営利活動法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人とする。
ただし、事業種類欄の1の(1)、(3)から(4)及び(6)の事業については、民間企業、独立行政法人及び特定非営利活動法人とする。
- 5 要綱別表第3の事業実施主体欄の2の(2)の任意団体とは、本事業を全国的な視点で公平かつ効果的に取り組むことができる団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 6 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づく取組の着実な推進に努めるものとする。なお、第1の2の(1)の土壌診断実施体制強化事業及び3の(1)の地域有機資源肥料化推進事業の事業実施主体にあつては、土壌診断を実施した農業者及び事業で整備した装置を利用する農業者から、事業実施年度において、環境規範に基づく点検シートの提出を受け、点検の実施を確認するものとする。

第3 採択要件

- 1 成果目標

要綱第4の1の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 目標年度

要綱第4の1の目標年度は、次に掲げる年度とする。

- (1) 地域有機資源肥料化推進事業にあつては、事業実施年度の翌年度
- (2) (1) 以外の事業にあつては、事業実施年度

3 事業の対象地域

地区推進事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の第1項の規定による農業振興地域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

4 その他の審査基準

要綱第4の3の生産局長が別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画の内容が生産環境対策事業の成果目標に沿っていること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (4) 地区推進事業にあつては、取組の内容が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の提出及び承認

- (1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を、別記様式第3-1号により、全国推進事業にあつては生産局長、地区推進事業にあつては地方農政事務所を經由し（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」）という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者の当該選定時の事業実施計画については、要綱第6の1の承認を受けたものとみなす。

- (2) 地区推進事業の事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。
- (3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の第1項に基づく交付の決定（以下「交付決定」とい

う。)後に着手するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等（全国推進事業及び北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3-2号により地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2)により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第10203号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定による申請書に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

3 管理運営

地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第5 助成

1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

また、全国推進事業にあっては、他の国、地方公共団体又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第42条の第2項に規定する特例民法法人、その他の団体からの公金を財源とした補助金等の交付を受けている事業及び生産環境対策事業による成果について、その利用を制限し、又は公共の利用に供しない取組については、補助対象としないものとする。

2 補助対象経費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 補助対象経費は、別表第2に掲げる生産環境対策事業に直接要する経費であつて、

生産環境対策事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。また、特別会計等を設けるなど、経理を区分した上で、別表第2に掲げる費目ごとに整理するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第3-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評価結果を、別記様式第3-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 地域有機資源肥料化推進事業にあつては、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、その翌年度の5月末日まで
- (2) (1) 以外の事業にあつては、事業実施年度の翌年度の5月末日まで

2 地方農政局長等による評価

- (1) 地方農政局長等は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長等は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、1の報告について、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(1)の評価の結果を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

- (1) 生産局長は、生産環境対策事業の関係者以外の者で構成する事業評価検討委員

会を開催するものとする。

- (2) 生産局長は、事業の評価結果（2の（5）の評価の結果を含む。）について、事業評価検討委員会の意見を聴取した上で、評価の結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法等についても意見を述べることができる。

4 事業成果等の活用

(1) 事業成果等の提出

全国推進事業の事業実施主体は、補助事業が終了したとき（補助事業の中止又は廃止を含む。）は、事業成果に係る報告書、成果の基礎となるデータ等を書面及び電子媒体により生産局長へ提出するものとする。

(2) 事業成果等の公表

全国推進事業の事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

事業成果等の公表に際しては、生産環境対策事業の成果であることを明記するものとし、公表した資料については、速やかに生産局長へ提出するものとする。

(3) 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が生産環境対策事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

(4) 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、（2）の公表後は第三者の使用を妨げないものとする。

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、生産環境対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、生産環境対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長等は、生産環境対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

別表第1（第3の1関係） 農業生産環境対策事業の成果目標基準

事業名	成果目標	成果目標の基準
輸入原料安定確保調査等事業	想定されうる肥料原料産出国の調査	有望な肥料原料産出国の2カ国以上の探索
効率的施肥に係る技術情報等の収集・提供事業	肥料コスト低減技術のデータ件数	肥料コスト低減技術データの年間100件以上の収集・蓄積
減肥基準策定に向けたデータ収集事業	主要な作物において、モデル的な減肥基準の策定	その作物が作付面積又は産出額の上位を占める都道府県において基準策定が行われていない3種類以上の作物について、減肥基準の策定
エコファーマーネットワーク整備事業	エコファーマーの全国ネットワークの拡大・強化	全国の9割以上の都道府県からの加入者がある全国ネットワークの構築
施肥指導体制強化事業	肥料コスト意識の向上	施肥指導を受けた農家の肥料コスト意識の向上
全国指導者育成研修事業	土壌調査等のノウハウを広く民間に普及	研修受講者数が30名以上、かつ、10県以上の地域からの参加
土壌診断実施体制強化事業	土壌診断に基づく施肥設計の見直し	事業実施地区における土壌診断に基づく施肥設計の見直しの実施件数を1割以上増加
地域有機資源肥料化推進事業	①地域において十分に活用されていない有機資源由来の肥料を使用する農業者の割合 又は ②地域において十分に活用されていない有機資源由来の肥料の生産量	①地域有機資源由来の肥料を使用する農業者の割合の1割以上の増加 ②地域有機資源由来の肥料の生産量の1割以上の増加

別表第2 (第5の3関係) 生産環境対策事業の支出対象費目

費目	細目	内容	注意点
機械費		機械・装置の導入、据付、調整等に要する経費	取得単価が50万円以上の機械及び装置については、見積書(原則3社以上、該当する機械及び装置が1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費(上記機械費で導入するものを除く。)ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の試験・調査備品については、見積書(原則3社以上、該当する試験・調査備品が1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な通信、運送等の経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費 借り上げた機器の保守・点検費を含む。	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要ない材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必	

		要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の旅費の経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体が雇用する者に対する謝金は認めない。
賃金 (全国推進事業に限る。)		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う労働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
研究員手当 (全国推進事業に限る。)		事業を実施するために直接必要な企画・運営、各種調査等専門技術・知識を要する業務を行うための技術員、専門員、コンサルタント等に対して支払う労働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	手当の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 事業実施主体内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費	

雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓子代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料 (全国推進事業に限る。)	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う事業主負担分の経費	
	通勤費 (全国推進事業に限る。)	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては、補助対象経費として認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償（実費相当額を超える額）で配布した場合。
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル。